

こども大綱の案の具体化に当たり、こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止めるとともに、既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者会議

R4.9～R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者
との対話



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気づきや示唆

※得られた意見等については別紙参照

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって 踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の 視点に立つて考えること

- こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- 声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- 乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と 将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにす ること

- 全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- 全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるように すること

- 子育てに夢と喜びを感じることのできる社会づくり
- 結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える
（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民 間団体等との連携を重視すること

- 国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- 地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども施策を進めるに 当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- 人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- 属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を広げる
- こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- 成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- 学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育 てに希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- 結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- 地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な 支援の確保

- 保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き
合える環境を整える
- 支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリ
アパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・
育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- 制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、
プッシュ型・アウトリーチ型支援
- 個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点か
ら施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- 中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- 大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究



①こども・若者の意見表明や参画に関連する事項

- ◆ こども・若者自ら意見表明と自己決定の主体と認識でき、それについて学ぶ機会や権利を行使できる機会が必要（小学生～20代、若者団体、健やかな成長に向け取り組む団体）
- ◆ こども・若者が自己決定権を持ち自立することが重要（経済界・労働界）
- ◆ 脆弱な立場のこども・若者の意見を聴くことを保障し、周りの大人が表情・態度等から丁寧に聴き取る（健やかな成長に向け取り組む団体） 等

②こども・若者の健やかな成長に関連する事項

- ◆ 学校教育において、得意なことを活かす学習や多様な学習の機会を充実してほしい（小学生～20代）
- ◆ 人間関係が希薄化し、同調圧力等への不安感がある。学校や家庭以外の居場所が欲しい（小学生～20代）
- ◆ 公園の遊具が減少し、天候に関わらず遊べる場を増やしてほしい（小・中学生）／主体的に遊び自分で自分を育てられる環境作りが必要（健やかな成長に向け取り組む団体）
- ◆ 中高生から企業・社会を知りたい（小学生～高校生） 等

③困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項

- ◆ 生まれ育った環境で将来が左右されない社会にしてほしい（小学生～20代）／奨学金の返済等への不安、若者の貧困に目を向けて欲しい（高校生・20代）
- ◆ 様々な状況に置かれたこども・若者や家庭に対する理解を深めてほしい（小学生～20代、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 行政窓口の周知改善（小学生～20代） 等

④結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項

- ◆ 妊娠・出産に対する孤独感、子育てとキャリアの両立の困難さ、雇用環境や就労環境の不安定さ、経済的不安等による将来への不安（小学生～20代）
- ◆ 子育て孤立を防ぐため社会と繋がりを得られるようにする（若者団体、子育て支援団体）／仕事・子育て両立の職場づくり等が必要（労働界）
- ◆ 父親の相談場所が少ない（子育て支援団体）／家事・子育て重視の男性が当前に活躍する就業環境・企業風土の醸成が必要（人口減少・持続可能な経済社会に係る有識者）等

⑤こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項

- ◆ 家族、学校、地域においてこども・若者と関わる大人がこども・若者の権利を認識・理解してほしい（小学生～20代、若者団体）／大人がこども・若者の権利を理解することが大切（子育て支援団体、様々な困難を抱えるこどもの支援団体）
- ◆ 教職員や保育士、児童相談所職員等の待遇改善や負担軽減、心身のケアが必要（小学生～大学生） 等

⑥関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

- ◆ こども家庭庁がこども施策の企画立案・総合調整に係る意思決定へのリーダーシップの発揮を期待（若者団体）／行政機関間の壁の打破、複数省庁の取組の横串の視点等の期待（経済界）
- ◆ 若者の声を行政に届ける手法を増やしてほしい（20代）／地方自治体の子育て当事者の声を聴き取り計画に反映してほしい（子育て支援団体）
- ◆ こども施策のデジタル化推進希望（若者団体、経済界）等

(参考) こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書 取りまとめの検討状況

第6回 (令和4年9月13日)

- ・ こども大綱の策定に向けた検討の進め方
- ・ 現在の3大綱に係る構成員報告 (少子化大綱・子若大綱)

幅広い当事者・関係者から意見聴取

こどもまんなかフォーラム
(全6回)

関係団体・有識者との対話
(全3回)

大臣による視察・意見交換
(児童館・児童養護施設等)

こども・若者 (内閣府ユース
政策モニター) から意見募集

子育てに関する
こども・若者 (内閣府ユース
政策モニター) との意見交換

第7回 (令和5年2月15日)

- ・ 現在の3大綱に係る構成員報告 (子貧困大綱)
- ・ こどもまんなかフォーラム等の報告
- ・ 第2次報告書骨子案

第8回 (令和5年3月15日)

- ・ 第2次報告書取りまとめに向けた議論

カテゴリ	実施回	テーマ等	実施日
こどもまんなかフォーラム	第1回	こども・若者 (小学校高学年・中学生)	令和4年9月22日
	第2回	こども・若者 (高校生・大学生・20代の若者)	令和4年10月28日
	第3回	若者団体等	令和4年12月14日
	第4回	子育て当事者・子育て支援団体等	令和4年12月23日
	第5回	様々な困難を抱えるこどもを支援する団体	令和5年1月25日
	第6回	こどもの健やかな成長に向けて取り組む団体	令和5年1月27日
関係団体・有識者との対話	第1回	人口減少・持続可能な経済社会	令和4年11月21日
	第2回	経済界・労働界	令和4年12月9日
	第3回	財政・社会保障	令和4年12月13日

カテゴリ	視察先・意見交換テーマ等	実施日
視察	認定こども園 (神奈川県横浜市)	令和4年8月31日
	子育て広場 (東京都世田谷区)	令和4年9月1日
	児童相談所 (東京都世田谷区)	
	児童発達支援センター (東京都港区)	
	居場所を兼ねた学習支援事業 (東京都足立区)	令和4年9月21日
	母子保健センター (東京都港区)	令和4年9月29日
	児童館 (東京都町田市)	令和4年10月4日
	こどもセンター (神奈川県鎌倉市)	令和4年10月23日
	児童養護施設 (大阪府)	令和4年11月5日
	公営住宅を活用した若者向けシェアハウス (大阪府)	令和4年12月17日
	大阪府箕面市	
	大阪府門真市	
	スマルナステーション (大阪府大阪市)	
	渋谷区子育てネウボラ	令和4年12月26日
	埼玉県戸田市	令和5年1月19日
意見交換	子ども・子育て支援関係団体との意見交換 (第1回)	令和4年9月14日
	子ども・子育て支援関係団体との意見交換 (第2回)	令和4年9月21日
	ベビーテック企業との意見交換	令和4年9月26日
	経済的困難を抱える家庭の子どもたちの支援者との車座	令和4年10月11日

(参考) こども政策の推進に係る有識者会議 構成員・臨時構成員

◎: 座長

[構成員]

秋田喜代美	学習院大学教授
荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
佐藤 博樹	中央大学大学院教授
◎清家 篤	日本赤十字社社長
宮本みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授

[臨時構成員]

青木康太郎	國學院大學准教授、独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員
上鹿渡和宏	早稲田大学教授、同大学社会的養育研究所所長、 児童精神科医
菅野 祐太	認定NP0法人カタリバ、大槌町教育専門官
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
櫻井 彩乃	Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表
田中れいか	一般社団法人ゆめさぽ代表理事
谷口 仁史	認定NP0法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事
土肥 潤也	NP0法人わかもののまち事務局長
中島かおり	NP0法人ピッコラーレ代表理事
中室 牧子	慶應義塾大学教授
堀江 敦子	スリール株式会社代表取締役
松田 妙子	NP0法人せたがや子育てネット代表理事
山口慎太郎	東京大学大学院教授
吉村 隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
李 炯植	NP0法人Learning for All 代表理事
渡邊 正樹	東京学芸大学教職大学院教授

(敬称略)

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】
男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最多

【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】
欲しいけれどもできないから (74.0%)
高齢で生むのはいやだから (39.0%)

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】
家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%

【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】
子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援
結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
2019年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定） ポイント

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22,27年度に続く第3次の大綱

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭、学校、地域、情報通信環境（ネット空間）、就業（働く場）ごとに状況を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

①全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

②困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics）教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17, P45-46

3. 施策の推進体制

▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータ**（子供・若者の意識や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）**からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定**。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

▶大綱の期間は**おおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用